



箕市政 第157号の2
令和3年(2021年)8月18日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

箕面市長 上島 一彦



要望書について(回答)

時下 貴台におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市行政諸般にわたりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年7月8日付けでご提出の要望書につきまして、下記のとおり回答します。

記

要望内容	回答
<p>1. 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。</p> <p>2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。</p>	<p>1. 2. 本市における職員数は、平成29年度は1,551人でしたが毎年増加し、令和3年度は1,659人で、5年間で108人増加しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応においては、緊急事態宣言の発令に伴い、休館施設等がある一方で、ワクチン接種対応等で増加した業務もあり、これらに対応するため、各職場の業務水準を維持しつつ、一時的に職員の業務内容や勤務場所を変更して、対応を行っております。また有事の際においても、任用の種別に関わらず、全職員が参集することになっており、有事に備えた体制の確保に努めているところです。</p> <p>職員の採用については、様々な行政ニーズに対応し、また行政課題に臨機に対応していくために、職域・職責にあった任用方法により、計画的に職員を採用しています。</p> <p style="text-align: right;">(総務部 人事室)</p> <p>転入転出、国民健康保険、介護保険等、市民ニーズが高い業務においては土曜日でも窓口対応を行っています。</p> <p>適用業務の拡大及び日祝の開庁は、コストが膨張し市の財政を圧迫するおそれがあるため、現在のところ考えておりません。</p> <p style="text-align: right;">(市民部 市民サービス政策室)</p>

<p>3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。</p>	<p>3. 昨年度の上下水道料金基本料金の減免につきましては、本市一般会計からの負担金と、市内に供給している水道水の購入先である大阪広域水道企業団の用水供給料金値下げ分を財源に、市独自の生活支援策の一環として実施したものです。</p> <p>本市上下水道企業は独立採算性の公営企業であり、財源なしに減免すると、将来の上下水道料金の値上げにつながるため、財源なしでの減免を実施する予定はありません。</p> <p>(上下水道局 経営企画室)</p>
<p>4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。</p>	<p>4. 本市では、特別定額給付金以外に市独自に必要な支援を行っていますので、特別定額給付金の第二弾、第三弾についての要望を国に対して行う予定はありません。</p> <p>(総務部 総務課)</p>
<p>5. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要などころにいち早くPCR検査ができるようにして下さい。</p>	<p>5. 地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国においては見直しを図っていることから、次期医療計画でどのように反映されるか注視していきます。</p> <p>大阪府では介護・障害・保育の福祉職員は少しでも症状があれば安心して利用できるようスマホ検査センターを設置してPCR検査を実施するなど、PCR検査体制を強化しています。なお、無症状者を含め、医師が必要と判断した場合には、幅広く行政検査を実施しています。</p> <p>(健康福祉部 地域保健室)</p>
<p>6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</p>	<p>6. 保健所機能の重要性については認識しており、保健所の業務が過多になった場合など、箕面市から保健師を派遣するなどの機能強化を図っています。なお、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の直営化等については、大阪府が行うものであるため、大阪府において適切に判断されるものと認識しています。</p> <p>(健康福祉部 地域保健室)</p>
<p>7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。</p>	<p>7. 高齢者・障害者施設の関係者については、国の示す接種順位に基づき、個別接種・集団接種において優先的に受け付けています。集団接種においては、6月23日以降、500枠以上を確保し、各施設に声掛けをし</p>

	<p>て、希望者が接種できる体制を整えています。また、保育関係者については、ワクチン接種予約のキャンセルがあった場合に優先的に接種できるように対応しています。</p> <p>(健康福祉部 地域保健室)</p>
<p>8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。</p>	<p>8. 福祉医療費助成制度は、大阪府の福祉医療費助成制度の枠組みの中で原則実施しています。また、子どもの医療費助成制度は、大阪府の枠組みが就学前までであるところ、高校卒業年齢まで拡大して現役の子育て世帯を支援しています。平成30年度の再構築は、大阪府・市町村の厳しい財政状況の中、制度の持続可能性を確保するために行われたものなので、自己負担額及び入院時食事療養費の無償化は難しいと考えています。</p> <p>(市民部 介護・医療・年金室)</p>
<p>9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。</p>	<p>9. フードバンクについては、社会福祉法人箕面市社会福祉協議会が実施しております。市としては、生活相談や自立支援相談窓口等へ来られた食に困っているかたに対して支援を行っております。</p> <p>(健康福祉部 健康福祉政策室) (健康福祉部 生活援護室)</p> <p>生活に困窮している子どものいる家庭、支援の必要なひとり親家庭を社会福祉法人箕面市社会福祉協議会が実施しているフードバンク事業につないでいます。</p> <p>また、家庭からの相談に応じるために生活困窮者自立支援事業の担当者と連携し、状況により食品提供の際に専門職が同行するなど支援体制の強化に努めています。</p> <p>(子ども未来創造局 子育て支援室)</p>
<p>10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。</p>	<p>10. 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や、人件費、光熱水費などの経費は、学校給食法第11条に定められているとおり、全て市が負担しています。一方、同じく学校給食法で、給食の食材に要する経費は児童又は生徒の保護者の負担と定められており、現在のところ給食費を無償化する予定はありません。</p> <p>休校中・長期休暇中の給食提供については、食物アレルギーへの対応や食数の把握方法等、解決しなければならない課題が多数あり、困難です。</p> <p>(子ども未来創造局 学校給食室)</p>

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化開始により、保育所・認定こども園・幼稚園に通う3歳児から5歳児までの全ての子ども及び0歳から2歳児までの市民税非課税世帯の保育料が無料となりましたが、実費として徴収される費用（給食料（主食費と副食費）、行事費など）については無償化の対象外となっており、市として全てのかたを対象に無償化を行う予定はありません。

なお、市民税所得割額77,101円未満（年収約360万円未満相当）の世帯、生活保護世帯及び第3子以降は、給食料のうち副食費は支払いを免除しています。

また、支払い免除の対象としては、国制度において、保育所と幼稚園では所得基準が異なっており、幼稚園、認定こども園幼稚園コースは市民税所得割額77,101円未満、保育所、認定こども園保育コースでは市民税所得割額57,700円未満ですが、市におきましては、幼稚園の基準に統一し、免除対象の拡大を行っています。

（子ども未来創造局 保育幼稚園利用室）

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

11. 国民健康保険料は、大阪府が算定した市町村標準保険料率に抑制財源を投入して、できる限りの料率引き下げを行っています。

減免については、大阪府制度に準じた一般減免、本市独自の障害者減免に加えて、昨年5月から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への減免の運用を行っています。

傷病手当や新型コロナウイルス感染症に関連する減免制度などについては、市ホームページで周知するとともに、6月に一斉発送する保険料決定通知書に案内チラシを同封しています。また、市広報紙にも毎月掲載しています。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金については、昨年4月から国の要件に沿った内容で運用を行っています。

新型コロナウイルス感染症に対応した保険料減免の拡充については、府内市町村から大阪府を通じて、国に強く働きかけています。なお、本市独自の減免拡充については、考えていません。

	<p>申請については、市ホームページから申請用紙のダウンロードが可能で、原則郵送による申請をお願いしています。</p> <p>(市民部 国民健康保険室)</p>
<p>12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。(※介護給付費準備基金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください) 介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯(国基準第1～第3段階)については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。</p>	<p>12. 介護給付費準備基金の全額取り崩しにより、第8期介護保険料基準額は月額5,700円から5,400円に値下げになりました。非課税世帯(国基準第1段階～第3段階)については、公費投入により引き下げを行っております。国基準第9段階について、市独自の保険料率に基づき、多段階設定を行い、保険料引き上げを抑制しています。</p> <p>(市民部 介護・医療・年金室)</p>
<p>13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。</p>	<p>13. 生活保護、住居確保給付金とも、困窮者支援として相談員が専門的な知識のもと、最大限の支援をおこなう必要のある制度であると認識しており、書類の不備等による遅延防止も含め、申請行為については来所面談による支援を案内しています。なお、ホームページには制度をわかりやすく掲載し、問い合わせや相談は電話でも丁寧に対応するよう努めています。ホームページの冒頭に、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」とされている厚生労働省のページへのリンクを設置して制度説明しています。扶養照会は国の通知等により実施しますが、機械的にあてはめるのではなく、申請者に説明のうえ、個別に具体的な事情を考慮したうえで実施しています。</p> <p>(健康福祉部 生活援護室)</p>

<p>14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。</p>	<p>14. 障害福祉サービス事業所等については、国の臨時的な取扱いにより、利用自粛をされているかたに対して一定の在宅支援を行った場合に通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とする措置が講じられています。</p> <p>今後の中長期的な財政支援策について、国・大阪府の動向を注視しながら、必要に応じて要望していきます。</p> <p style="text-align: right;">（健康福祉部 障害福祉室）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に起因する医療機関及び社会福祉施設への支援については、国においては、三次による補正予算化により、また、府においては休業要請及び休業要請外の事業所に対して給付金を創設するなどの対策を講じてきました。</p> <p>市としても、事業所への休業要請外支援金の上乗せ交付を行うなど、支援策を講じてきました。また、今後の中長期的な支援策について、大阪府市長会を通じて国・府に対して要望を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（健康福祉部 高齢福祉室） （健康福祉部 地域保健室）</p>
<p>15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。</p>	<p>15. コロナ禍における様々な事情で生理用品を購入できないかたや、家族に生理用品を買ってもらえない子どもなどに対し、公共施設の窓口、社会福祉法人箕面市社会福祉協議会のフードパントリー、市内の学校（小・中・高・大）の保健室、男女協働参画ルーム等の相談窓口において、生理用品とともに相談案内カード等を配布し、生活相談などへ繋ぐきっかけづくりを行います。これにより、早期の把握を行い、解決に向けて適切な関係機関への案内等を行います。</p> <p>関係部署との連携については、「DV被害者支援ネットワーク会議」において、子育て部門のみならず、大阪府女性相談センター、箕面警察署、社会福祉法人箕面市社会福祉協議会、公益財団法人箕面市国際交流協会、箕面市立病院、箕面市消防本部なども含めた連携を、引き続き進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">（人権文化部 人権施策室）</p>

	<p>児童虐待への対応としては、令和2年4月27日付けで厚生労働省子ども家庭局長から通知された「子どもの見守り強化アクションプランの実施について」に基づき、要保護児童対策協議会における支援対象児童等について、保育所や小中学校等に対して、電話や訪問等による定期的な状況把握の依頼を行い、見守りを強化しました。所属のない未就園児童や特定妊婦については、母子保健担当等の関係機関と連携を密にし、家庭状況に応じて必要な状況把握を行いました。</p> <p>これらの状況把握の中で、気になる情報や児童虐待が疑われる状況があれば、当センターに報告をもらい、関係機関で情報共有を行い、必要な支援等につなげました。</p> <p>コロナの収束が見通せない中、今後も、児童や家庭の変化の兆しを早期に発見するため、見守り体制を継続し、要保護児童対策協議会で情報を集約しながら、関係機関の連携を進めていきます。</p> <p>(子ども未来創造局 児童相談支援センター)</p>
<p>16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。</p>	<p>16. 避難所運営マニュアルについては、国からの避難所運営に関する各種通知や大阪府が策定した「避難所運営マニュアル作成指針(新型コロナウイルス感染症対応編)」を踏まえ、「基本の避難所運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症の対策版】(令和2年10月)」を作成しました。また、新型コロナウイルス感染症予防対策として資器材(アルコール、簡易テント、ガウン、手袋、非接触型体温計、簡易ベッド、段ボール間仕切り等)を購入し、避難所へ配備しております。</p> <p>(総務部 市民安全政策室)</p>

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市 市民部 市民サービス政策室
 電話:072-724-6723(直通) ファクス:072-723-5538

